

# 安全計画と業務継続計画等の策定について

資料3.1

安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可基準条例」という。)第21条の3に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

**令和8年7月以降に、安全計画を策定していない場合には、減算が適用**される予定ですので御注意ください。

- ・保育所の設置者は、児童の安全の確保を図るため、保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他**保育所における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。**
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ・児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

業務継続計画は、認可基準条例第12条に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- ・保育所の設置者は、**感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、それに従い必要な措置を講じるよう努め**なければならない。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。

# 各種計画の主な内容等

下表は、災害時等における保育所の安全確保に関する各種計画の法令上の取扱い、計画等の主な内容を一覧にまとめたものです。

努力義務とされる計画についても、非常災害に備え、国の通知等を参考に計画の策定に取り組んでください。

No	計画名	法的位置づけ	主な目的	主な内容
1	安全計画 (再掲)	<b>義務</b> (認可基準条例第21条の3) ※職員に計画を周知・研修訓練実施・定期見直し必須	日常保育における児童の事故防止と安全確保	設備点検・遊具チェック、安全教育、職員の研修・訓練、ヒヤリ・ハット分析、実施記録
2	事業継続計画 (再掲)	<b>努力義務</b> (認可基準条例第12条) ※職員への周知・研修・見直しも努力義務	感染症や災害時にも保育機能を維持し、早期再開を図る	優先業務の特定、緊急体制・連絡網の整備、備蓄物資、避難場所、人員確保手段の検討、職員周知、訓練による検証と見直し
3	非常災害対策計画	<b>努力義務</b> (認可基準条例第21条) ※第21条第2項の避難・消火訓練は毎月1回以上の実施義務	地震・火災等の災害発生時における児童の命と安全の確保	災害情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認、避難場所、人員体制、関係機関との連携体制等の計画策定、毎月の避難・消火訓練の実施
4	避難確保計画	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の保育所は <b>義務</b> (水防法第15条の3・土砂災害防止法第8条の2)	水害・土砂災害の際に要配慮者の安全な避難を確保	防災体制、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練、報告

# 業務継続計画で作成する主な項目

下表は、国の「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」に基づき、業務継続計画で策定する主な項目をまとめたものです。この項目には、「非常災害対策計画」と重複するものもあります。非常災害計画と重複するものについては、表の一番右の欄に○を付けていますので、計画策定の際に参考にしてください。

項目	内容	ガイドライン 記載ページ	非常災害 対策計画
施設の立地条件	施設がどのような場所に立地しているかを確認し、想定されるリスクを把握します。	P20	○
非常時に優先する業務	「子どもや職員の安全確保」「生命維持のための業務」「防寒・避暑対策」「宿泊対応」等の災害発生時に優先すべき業務を確認し、整理します。	P18	
災害に関する情報の入手方法	予め情報を得る方法を確認し、整理します。	P15	○
災害時の連絡先及び通信手段の確認	災害発生時に連絡が必要な関係各所の連絡先をまとめ、停電時における通信手段を確認します。	P15	○
保護者との連携、説明・共有	災害発生時における子どもの安否等、保護者への状況の伝達方法を予め定め、保護者に周知します。	P14	○
避難場所等	施設からの避難が必要になった場合に備え、「避難場所」を確認し「避難経路」「避難方法」を検討します。	P20	○
ライフラインの対応策	停電、断水、ガスの停止を想定し、備蓄品の準備等の対応策を検討します。	P21	
備蓄物資	優先業務を最低「3日間」継続できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ等必要なものを備蓄します。	P21	
非常用持ち出し品・重要書類	避難の際に最低限必要なものや重要書類等を、避難所に移動する際に持ち出せるよう、準備します。	P22	
避難訓練の実施	BCPに基づき、地震や風水害等、災害別に想定した避難訓練を実施します。	P35	○
災害時の指揮系統、 職員の役割分担、人員体制	統括者や災害時の役割分担とともに、職員の安否確認の方法や参集可否等の人員確保策について検討し、定めます。	P10、11	○
災害発災時の時間別の対応	発災から時間経過別の対応や、避難を開始する時期、判断基準を整理します。	P29(地震) P32(風水害)	○

※ガイドライン: 児童福祉施設における業務継続ガイドライン

# 各計画に関する通知、ガイドライン等

それぞれの計画ごとに、国等から各種通知やガイドライン等が発出されていますので、御活用ください。

## 安全計画

- ・[法改正に伴う保育所等の安全計画策定の義務化について\(川崎市\)](#)
- ・[保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について](#)

## 事業継続計画(BCP)

- ・[児童福祉施設における業務継続ガイドライン](#)

## 非常災害対策計画

- ・[児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について](#)
- ・[児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について](#)
- ・[保育施設のための防災ハンドブック](#)

## 避難確保計画

- ・[洪水時・高潮時の避難確保計画作成のてびき\(川崎市\)](#)